

農業委員会定例会 12月

1. 開催日時 令和2年12月18日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 職務代理、6番委員、11番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 今月に入り、新型コロナウイルス感染者が小豆島でも増えています。皆さん、お気をつけください。それから、先月は [REDACTED] で行われた農業委員等研修会に参加された方につきましては、ありがとうございます。
本日の議事録署名人ですが、12番委員、7番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号に入る前に、先月の（審議において決定した）非農地証明願の返戻通知に対する相手方の返答について状況報告いたします。返戻通知に対して相手方は、50年以上耕作されていないとは見受けられず現況が非農地であるとは認められないという返戻理由も含めて納得できておらず、行政不服申立を行いたいそうです。しかし、この非農地証明については行政処分ではないため、行政不服申立はできない旨も相手方には伝えております。次の出方については弁護士に相談するとのことです。また、毎月ホームページで公表しています農業委員会の議事録で、どのように審議されたか確認されるそうです。そのような状況にあります。

2番委員 最初から相手方は事実と違った申請を出してきたのだと思います（申請では50年以上耕作をしていないとありましたが、実際は5ヵ月前までは耕作されており、明らかに事実とは異なる申請をされていました）。弁護士に相談する理由が分かりません。

事務局 電話では、農業委員会の審議において最近まで耕作されていた発言があった旨を伝えましたが、相手方としては耕作していたという事実があるはずがないとおっしゃっていました。相手方はこちらにお住まいではないため、別の方が作っていたのではありませんかと聞いてみても、親戚等に確認を取ってみても作っていなかったとおっしゃっており、（相手方にとって耕作していたかどうかは）事実としては曖昧な部分があります。

議長 現況が更地であり、草も生えておらず、誰かが何か（野菜等を）作っていたことは歴然であります。50年も耕作していなかったという方が考え難いと

には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 ■■■■さんは高齢（で寝込んでいないでしょうか）のため、退職された息子さんに■■■と■■■を引き継ぐそうです。（■■■は）■■■の真ん中で、■■■は■■■に多くありますが、そこを引き続き管理してくださる方がいるのはありがたいことで、別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■番 ■田 910㎡ について■■■番地 ■の■■■さんが譲り受け、申請地では■■■を栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は7,367.15㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 この土地は他の方に作ってもらっていましたが、昨年、返還された土地です。■■■さんは■■■をされたことがなく、ずっと耕作してもらえる方を探されていました。今年は別の方に■■■の手伝いを頼んだそうです。■■■さんは、■■■さんの■■■で以前から耕作されている方で、今後も耕作されるであろうということで問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号は、10月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。

■■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■番 畑 271 m² について

■■■■■番地 ■■■■■の■■■■■ん、■■■■■

さんが、住宅を建築するための転用申請となっています。

■■■■■さんたちは、現在親子3人でアパートで暮らしていますが、夫婦共有での自己住宅を建築することとし、夫の両親が住む近隣地を、育児のサポートや将来の夫の両親への介護を考慮し、申請地として選定しています。転用に係る造成については、約1.2メートルのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約0.1メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも■■■■■に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長

これは欠席の6番委員の（地元の）案件ですが、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局

6番委員からは別段問題ないと伺っております。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番 田 659 m² について
■■■■番地 **■■■■**さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、**■■■■**を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借とな
っています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番と3番に
ついて、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番 田 820 m² と
■■■■番 田 967 m² と
■■■■番 田 226 m² の計3筆2,013 m²について
3番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番 田 581 m² について
■■■■番地の**■■■■**さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、**■■■■**を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 こちらも更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■番 ■■■■田 1,016㎡ について
■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は2年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 ここは、■■■■さんが以前の所有者である■■■■さんから購入した土地です。
■■■■さんが以前から耕作されており、継続のような形で借りられるということで、特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■番 ■■■■田 422㎡ について
■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっております。

ます。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員

更新であり、■■■さんは丁寧に耕作される方なので問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番と7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

6番は、■■■在住の■■■さん所有の

■■■■番 畑 512㎡ について

7番は、■■■在住の■■■さん所有の

■■■■番 畑 289㎡ について

■■■■番地■■■の■■■さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

私の（地元の）案件ですが、■■■さんは以前にも付近で利用権の設定をして、継続して■■■の耕作をされています。別段問題ないように思いますが、年配の方であり（本人には）今後も大丈夫ですかとは聞いております。（それに対して）一生懸命やりますとおっしゃっていました。意欲は十分なのでしょう。

この件について意見はありますか。

10番委員

本人は耕作されていないのでしょうか。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 新規とありますが、農地機構を介した更新であり、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番と10番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■番 畑 243 m² について
10番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■番 畑 158 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■番地の■■■■に貸し付けるもので、9番は引き続き（公財）香川県農地機構が借り受け、同借入希望者に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番委員 はい、まず■■■■に確認を取ろうとしましたが、代表者が島外に出張中だったため確認が取れませんでした。次に、9番の■■■■さんに確認したところ、更新だそうで、5年間の貸借期間が終わったので契約を再度したということです。10番の■■■■さんには確認できておりませんが、■■■■さんや近所の方に聞いたところ、ずっと■■■■が■■■■を耕作されていたそうです。現地確認をしたところ、圃場はメッシュ柵で囲われており綺麗に整備されていました。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、■■■■さんの認定申請となっております。これは前回令和元年5月29日に認定のあった農業経営改善計画の変更の申請になります。そのため、現状に記載されている内容は前回申請のあった内容のままで、目標部分に変更となっております。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。
それでは、計画について変更部分を説明します。■■■さんは、■■■地区を中心に■■■及び■■■を栽培しています。今回の計画では、従来のネット通販に加え対面販売での体制を整備することで売上げを増加させる計画となっております。令和元年の申請時点で■■■を■aで■t、■■■を■aで■kg生産していますが、令和6年で、■■■を■aで■t、■■■を■aで■kg、■■■を■aで■kg生産する計画となっております。

議長 この件について意見はありますか。

10番委員 有機農産物とは何ですか。

議長 彼は無農薬栽培を取り入れています。7番委員もよく知っていると思いますが、彼は当初から無農薬で耕作されていて、自分の販売の柱にしてやっています。

10番委員 私は既に（再生協議会の書面議決で）賛成で送っておりますが、確認したいと思っていました。もう一点は、（現状で）■aで■tとありますが、（目標の）■aで■tは生産できますか。

議長 反当たりで言いますと300kgいっていません。一般的な栽培では、現実的

な収量です。ただ、今は新しい耐病性の■■■■という品種ですが、あれをうまく栽培されていたら700から800kgは生産できます。■■■■で炭疽病などがきたら300kgが精一杯です。後は、ある程度鉛筆をなめている部分があるのでしょうか。面積が2畝程しか増やしておりませんが、ある程度（■■■■の）樹齢も経過します。新しい木の収穫が増えて、つじつまを合わせ形になっているのでしょうか。1、2反作っている方は（反当たり）700kgは到達できますが、5反から1、2町作っている場合は、700kgは難しいです。私は8町作っていて、例えば（1反当たり）500kgだと40t生産しないといけません、とてもじゃありませんが無理です。そこがオリーブで非常に悩ましいところで、炭疽病が出るだけでも違います。また、年々収量が違います。裏・表が極端に出る場合があります。それらを総じて、300から400kgくらい収穫したら何とかなるでしょう。米は反当たり15万円ほどとしたら、■■■■が（1kg）1,000円であれば300kg取ったら30万円になります。そこは30万から40万円辺りなのですが、町が50万円や60万円というからこう（提出されて）きましたが、実質は横から見ているなら（50万や60万ではなく）それぐらいでないかなと思います。7番委員も9番委員も（■■■■を）作られていますし、なかなか厳しいところもあると思います。

7番委員 ■■■■さんの場合は販売単価がかなりいいです。

議長 一般より倍くらい（の値段）で売れているのではないのでしょうか。

7番委員 ■■■■の方で販売されているらしいです。知人があちらに結構おられるようです。（小豆島に）来られた時から、私は販売には自信がありますとおっしゃってやられていました。

議長 それよりも、この■■■■や■■■■はどこで作っているのでしょうか。

7番委員 ■■■■はまだ作っていないでしょう。

議長 どこで作るのでしょうか。

事務局 ■■■■の圃場内で作るとは伺っております。場所までは把握しておりません。

議長 ■■■は■aで■kgとありますが、何を作られているのでしょうか。1畝で初めて3本から5本植えているのならわかりますが。

7番委員 ■■■を作られているようです。

議長 ■■■でもこのようなことがあるのでしょうか、植えたての2年から3年生でしょうか。5年先に■aで■kgは少ないように思います。■■■作って■■■はまだわかりますが、■■■はわかりかねます。

1番委員 ■■■でも■kgと表記されていて、キロ単価なので目方でいくのでしょうか。普通は本数です。

議長 まあそういうところですので、事務局は■■■さんによろしくお伝えください。

事務局 はい、わかりました。

議長 本人は一生懸命耕作してくれるでしょう、他にご意見ご質問はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとし
ます。
議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。
本日、職務代理は（■■■のことで）通院のため欠席されました。皆様、コ
ロナやインフルエンザにかからないように気を付けてください。

閉 会 午後2時7分

議 長 会長

議事録署名人 7番

議事録署名人 12番